

暮らしと法律を結ぶ—ハウネット

hounet

news

ハウネットニュース 2012.9.12 Number 19

企画・編集・発行
 ハウネット事務局
 弁護士法人
 名古屋北法律事務所

- 弁護士 長谷川 一裕
- 弁護士 伊藤 勤也
- 弁護士 白川 秀之
- 弁護士 山内 益恵
- 弁護士 加藤 悠史
- 弁護士 藁 明玉
- 弁護士 鈴木 哲郎
- 弁護士 矢崎 暁子



.....シリーズ Vol. 13 **あもる**

4月に大学に進学し下宿中の息子が、大飯原発再稼働反対集会に参加した時の写真をメールしてきました。その首に下げられていたゼッケンに書かれていたのが、タイトルの言葉です。残念ながら息子の制作ではありませんが、とても素直な、青空のように澄み切った明晰なメッセージが伝わってきます。

酷暑の中、各地で行われている原発の集会、デモの主力は、かつての労働組合や学生運動団体ではなく、ツイッターやフェイスブックで自発的に参加した人々だといえます。ベビーカーを引いた夫婦、女性、非正規労働者等とききました。

集会の参加者は、原発反対だけでなく、オスプレイ配備反対、公約無視の消費税増税反対の声も多かったとか。原発を推進してきたのは、これに群がる政・財・官の「複合体」ですが、世界一危険と言われるヘリを配備して米国に追随し、大企業や資産家に減税して庶民増税を行う政治と根っこは同じであることに、国民は気がつきはじめているのではないのでしょうか。



弁護士
長谷川 一裕

幸せになるために
ここにきました



原発に依存しない社会に向けて

自然エネルギー事業の取り組み

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、原発に頼らない、自然・再生エネルギーをという市民の声が高まっています。このたび、「市民の手で自然エネルギーを」とおひさま自然エネルギー株式会社を設立された平沼辰雄さん(株式会社リバイブ代表取締役)にお話を聞きました。

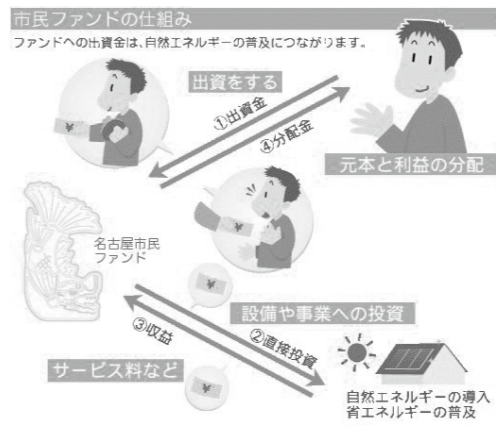
おひさま自然エネルギー株式会社とは

愛知中小企業家同友会有志で構成されている「地域資源ネットワーク」が母体となつて「おひさま自然エネルギー株式会社」を6月に設立しました。私たちが参考にしたのは、長野県飯田市の「おひさま進歩エネルギー株式会社」です。市民からの出資でファンドを組成し、住宅や事業所に太陽光パネルを設置するなどの事業を行っています。事業に関する工事は地元業者に発注し、ファンドの利益を市民に返すことによって、地域経済の循環に寄与するとともに、市民の節電意識を高め、原子力発電に頼らない社会をつくらうとしています。

事業の内容

この7月から太陽光発電に1キロワット時あたり42円の固定価格がついたこともあり、私たちの事業化の後押しともなりました。事業は、市民ファンド、名古屋おひさま発電プロジェクト、名古屋ゼロ円システムの主

保育園や事業所などの屋根を借りて発電をし、市民の住宅に太陽光パネルを0円で設置するプロジェクトです。



会社設立にかける思い

この取り組みは、市民が自分自身で何ができるのかを考え行動に移すという社会システムを変える取り組みだと思っています。この事業は市民の支えがないと継続できません。多くの市民の協力、ボランティア(特に電力関係に詳しい方)での活動参加を期

弁護士山内益恵の法律講座



新しい外国人の在留管理制度は何のため?

新制度の施行

これまで日本に在留する外国人は、①入国時に法務省の在留許可を得て、②居住する市町村で外国人登録を行っていました。しかし、このふたつは独立していたため、たとえば法務省(入管)で在留資格が変更されても市町村にはわかりませんでした。

そこで「外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図る」という理由で、入管法や住民基本台帳法などが改正され、2012年7月9日、施行されました。これによって、①法務省が行う外国人の在留管理制度と、②市町村等の自治体が担う外国人登録の制度が一元化されました。

今回の改正では、3ヶ月を超えて在留資格を持つ外国人(「外国人住民」と呼びます)等に対し

て、入管が氏名や在留資格・期間などが記載され顔写真が貼付された「在留カード」を交付することになりました。そして「在留カード」をもっている外国人住民に対して、市町村は住民基本台帳を作成します。これによって外国人の方も、世帯ごとの住民票を作ったり、国民健康保険などの諸手続きをしたりすることができるようになりました。

情報管理が、利便性か

法務省と市町村が情報を交換しあうことによって、外国人の情報管理は徹底されます。情報管理の徹底によって、より正確な在留外国人の把握や、教育や福祉という行政サービスの提供が期待されますが、他方、種々の事情から住民基本台帳が

作成されていない外国人に対して、一律にまったく住民サービスが提供されなくなるなどが懸念されています。本当に日本に在留する外国人の利便の増進を図るための改正であったのか、その制度の隅々には疑問がないとは言えません。今後の運用をしっかりと見極めていく必要があります。



旅のスケッチ vol.19

核兵器廃絶を願い続けて～広島～

原水爆禁止2012年世界大会に参加するため、8月4日から6日まで、広島市を訪れました。今年も非常に暑い夏でした。空を見上げていると67年前のことを思い、胸がしめつけられます。人が人として死ぬことを許さなかった原爆、こんな非人道的な兵器は、人類と共存できません。被爆者は平均年齢が78歳をこえ、高齢化しています。一刻も早く核兵器の廃絶を実現するために、運動を続けていきたいと思っています。

事務局長
長尾 忠昭
(写真右から2人目)



広島には、平清盛ゆかりの世界遺産宮島厳島神社があるなど、毎年1000万人以上の観光客が訪れる観光都市としての側面もあります。私にとっては、広島と言えばお好み焼きです。キャベツが大量に入り、そばも加わる広島焼き、ビールを飲みながらは最高です。ぶちうまい。

待っています。また、市民の皆さんから協力を得るためにも自治体の役割が決定的だとも思っていますので、愛知県や名古屋市に積極的に働きかけ、ともに取り組んでいきたいと考えています。私は、解体・産業廃棄物処理の会社を経営しています。製造段階で再生不能ものを製造することは許されないと考えています。原発はその最たるものです。原発に依存しない社会をつくっていききたいと思っています。東日本大震災では、電気、水道などのライフラインがすべて破壊されました。自然エネルギーの活用は防災拠点を構築する上でも重要な取り組みではないかと考えています。

平沼 辰雄

(株)リバイブ 代表取締役
中小企業家同友会全国協議会地球環境委員長
おひさま自然エネルギー株式会社代表取締役

おひさま自然エネルギー株式会社
名古屋市中区滝川町32-1 Emuビル306号室
TEL/FAX 052-718-4534
<http://aichi-ohisamanet.co.jp/>



(株)リバイブ 代表取締役
平沼 辰雄



くらし支える相談センターの1年と今後

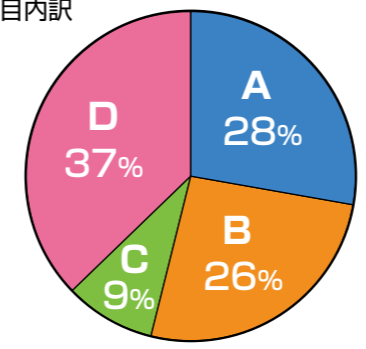
「くらし支える相談センター」が、昨年7月に開設されてから1年以上が経過しました。この間の取り組み及び今後について、概略をご報告いたします。

1. 月平均10数件の相談、まずまずの1年

(1) 1年1か月の相談件数は163件(延べ183件)、その内訳は、左図のとおり、まさに今日の社会状況を反映したものに なっています。

週1回の無料法律相談も、相談日の6割が予約で埋まり定着してきました。孤立死、餓死、多重債務など危機的状況に陥る前に救済につなげる、「相談センター」設立の目的が果たされつつあるように思います。

(2) 相談員は、専門家協力登録員を含め総勢49名。相談日には概ね複数の相談員が待機し、研修会は7回を数えるなど、ホウネットの人的宝庫が花開いた感がします。



■相談項目内訳

A	相続・離婚・親族金銭・親族トラブル・DV・子どもの悩み
B	生活保護・医療介護・高齢者・年金・成年後見・心身障がい者
C	金銭トラブル・ローン・サラ金
D	その他：労働雇用・交通事故・近隣苦情など

(3) 宣伝活動は、マスコミ4紙の取材、ポスターやのぼりなど宣伝物の作成、街頭・団地宣伝行動、その他団体との懇談などを行ってきました。こうした努力が相談件数の増加につながっています。

2. 身近で頼りになる相談センターをめざして

(1) より身近で気楽に相談できる「相談センター」をめざし、これまでの宣伝や団体との懇談活動に加え、今後は戸外ポスターの貼り出しや、出前講座の充実、普及などに力を入れます。すでに耐水性のポスター千枚と、出前講座リーフを作成しました。出前講座では、法律のみならず、国・自治体の制度に関する講座も取り入れます。

現在、公的・民間など33団体とのつながりがありますが、さらにひろく訪問、懇談活動をすすめることを考えています。

(2) センターの運営資金について、今春、会員のみなさんに募金を訴えたところ、118個人・団体から、36万円が寄せられました。当面は募金協力をお願いしながら、今後は独立した資金確保の道を検討していく予定です。

くらし支える相談センター長
ホウネット会長 松岡洋文

「CCDを聴く会」オーディオコンサート

23年ほど前にYAMAHHAの美しい「NS-1 Classic」というスピーカーを購入したのがきっかけでだんだんオーディオの世界にはまってしまいました。今では家の中がガラタの山(妻曰く)です。オーディオは、自己満足の趣味ですが何かオーディオ装置を活かして自分以外に還元できないかと思い、5、6年前から自宅でオーディオコンサートを気さくな友を呼んで開くことにしました。

特に2011年からは、幸いにもホウネットの方をお誘いして不定期に「CCDを

聴く会」を行っています。2012年7月に3回目を開き、「演歌」をテーマに森昌子・八代亜紀・坂本冬美・石川さゆりの熱唱を5人の参加者で楽しみました。「目の前で歌っている様」「低音がいい」の感想をいただきました。演歌は「演説歌」といわれるので歌詞が大変重要。今回も、なかにし礼・阿久悠・小椋佳・吉岡治ら作詞家によるプロの「凄さ」に圧倒され「さすが」と思うひと時でもありました。

◆オーディオ装置の紹介(一部)◆
スピーカー：JBL4344(米国)、JMLab Vega(フランス)
アンプ：ACCUPHASE C-202(プリ)、ACCUPHASE P-300S(パワー)、Luxman L-570(プリメイン)
CDプレーヤー：YAMAHA GT-CD2、Luxman D-500X's



ホウネット常任世話人 入谷 秀昭

第一子誕生!!

2012年7月31日に我が家に第一子が誕生しました。3302gの元気な男の子で、海杜(かいと)と名づけました。命や自然を大切にす広い心を持つ人に育って欲しいと願っています。

出産は妻も私も初めての体験でしたので、とにかく不安ばかりでした。陣

痛が長かったようで、痛みの大きさに本当に無事な産めるのかと心配もありましたが、名古屋市立西部医療センターの産科で働く皆さん、特に助産師さんに助けられました。助産師さんは、痛がる妻には優しいなあと思える意見もありましたが常に的確なアドバイスを頂



弁護士 加藤 悠史



き、また、不安な私たちの気持ちもよく理解し優しく励ましてくれて、まさにプロ!でした。普段なじみのない職業の方ですが、そのプロ意識に感銘を受け、私も法律家のプロとしてますます精進しなければと思えました。

街角伝言板 15

喫茶店 「いーとん」



地下鉄矢場町3番出口から東へ徒歩5分くらい、東陽通りの商店街にあります。マスターの永井秀雄さんは一見とっつきにくそうだけど心やさしい人。中民主商工会会長として日々奮闘しています。お店ではコーヒーやランチの味へのこだわりは人一倍。手間ひまかけています。コーヒーを淹れるときは、水を汲み置いてカルキを抜き、ドリッップ液を一度通し、まろやかに工夫されたアイスコーヒーに女子大小路のママも思わず絶賛です。味噌汁のダシは一度冷やし一晩寝かしてコクを出します。中学時代から肉屋にアルバイトでコロッケ作り50年。味の秘訣は...おいしいコーヒーと食事そして、永井さんのウンチクに時間がゆっくり流れます。

ホウネット世話人 刑部 泰伸

くらし支える相談センターとは?

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話でお受けし、センターと連携している専門の団体法人・個人の方々も借りながら解決に向けたお手伝いを行っています。どこに相談したらいいのかわからず悩んでいる方、気軽に電話ください。会員の皆さんのまわりで困っている方にもご紹介ください。相談は無料です。「暮らしと法律を結ぶホウネット」と「弁護士法人名古屋北法律事務所」が共同で運営しています。

電話番号 052-916-7702
電話受付 平日午後1時から5時

ポスター貼りだし協力をお願い

このたび、センターの広報用ポスターを作成しました。相談される方の多くが「これまで誰に相談すればよいかわからなかった」とおっしゃっています。もっと多くの方にセンターの存在を知っていただけたらと思っています。

「ポスターを自宅の壁に貼ってもいい」「貼らせてもらえるところを知っている」という方は、ぜひご連絡ください。(ポスターのサイズは、51.5cm×36.5cmです)

「ご不明な点はお気軽にお問合せください。」

●営業時間
午前8時から午後7時まで
(日曜日は午後5時まで)
定休日なし

名古屋市中区栄5丁目19-21
TEL: 052-263-9141



口外禁止条項はいらない

ある労働事件の解決

(1) 事件の概要

この事件は、機械の開発、製造などを行っている会社中途採用された労働者が、不当な配転を受けた上、配転後わずかな期間で解雇された事案です。労働審判を申し立てた結果、解雇撤回等の勝利的和解を勝ち取ることができました。

(2) 不当解雇の撤回

Aさんは、機械の制作に携わり、それまでよりも効率の良い機械を何種類か開発する成果を残しましたが、矯正しても視力が普通の人よりも悪かったのです。入社時にはその説明をしていたのですが、視力が悪いことを理由に、部署の変更と降格を求められ、給料も格段に下がりました。

Aさんは不本意ながらも解雇されるよりはましと考えて配転に応じ、新たに雇

用契約を結び直しました。しかしながら配転のわずか1月半後に、今度は解雇を言い渡されました。

会社側の解雇理由は、Aさんが危険な作業を行っていたということですが、Aさんは職場でこれまで事故を起こしたことはなく、言いがかりに等しいものでした。

労働審判では、復職を求めましたが、最終的には解雇撤回の上で、会社都合による退職という形で和解をしました。

(3) 口外禁止条項

こういった労働事件の和解には、会社から和解内容を口外しないという口外禁止条項を求められます。会社としては、同じように会社にたてつく労働者が続出しないうようにこういった条項を求めています。ただ、こういった口外禁止条項は闘う労働者の団結を阻害し、労働者を分断するという側面があります。別の労働

者が同じような事態に直面した場合に、口外禁止条項がある為に、手助けできない事もあり得るのです。

今回、労働者と共に抵抗し、口外禁止条項の対象から一部の条項を外すことができました。

今後も、労働者の団結を阻害しようとする使用者の要求に対して闘っていきたいと思います。



弁護士
白川 秀之



弁護士
矢崎 暁子



「秘密を守る」?

秘密保全法に反対します!

知る権利はどこへ

突然ですが、みなさんは「秘密を守ろう」と聞いて、どう思いますか?そんなの当たり前でしょ、と思われるでしょうか。今、ある法律が作られようとしています。その名も「秘密保全法」。これにはたくさんの問題があります。

①行政庁が隠したい情報を自ら「秘密」に指定できる、②国の安全、外交、公共の安全・秩序という、とても広い分野の情報「秘密」とされる、③何が「秘密」なのかも秘密、④取材行為でも逮捕されるおそれがある、⑤「秘密」を扱う人やその身近な人が身辺調査によりプライバシーを侵害される、などなどです。

誰にとっての「秘密」か

「秘密を守ろう」という言葉には注意が必要です。誰が、どんな情報を、誰から守ろうとしているのでしょうか?私たちに必要な情報は隠され、一方で私たちのプライバシーは丸裸にされる。このような「秘密保全法」を作らせてはなりません。

弁護士も反対しています

ほとんど報道されていませんが、実は全国で反対運動が起きています。愛知でも、市民と弁護士が一緒になって「秘密保全法に反対する愛知の会」を結成し、街頭宣伝、ツイッター、ブログ、学習会などの活動を行っています。私も参加しています。署名運動も始まりました。興味を持たれた方は、ぜひ一緒に!



「秘密保全法」では、「社会通念上は認できない」方法での取材が禁止されますが、どういう方法が禁止されるのかは不明確です。「秘密保全法」がない今ですら、北海道警察の裏金事件の取材中、警察幹部の自宅前に張り込んで逮捕された記者がいます。では、突撃取材をするため、関係者の住むアパートの共有部分に立ち入ることは許されるのでしょうか。お酒をふるまって取材するのはどうでしょうか。「秘密保全法」ができてしまえば、行政庁の隠したい事実にしぶとく迫っていく取材活動は、今よりもっとやりづらくなるでしょう。内部告発も減るでしょう。そしてその結果、例えば自衛隊とアメリカ軍の共同作戦、オスプレイ配備、環境問題、TPP、原発、警察の不正行為など、私たちの生命や自由、健康、税金の使用われ方に関する様々な情報が、今よりもっと隠される危険があるのです。

EVENT INFORMATION

法律講座のご案内

9月28日(金) 14:00~16:00

講師：弁護士 鈴木 哲郎

「知っておきたい相続の基礎知識」

場所：守山生涯学習センター

(最寄り駅：ゆとりーとライン「守山」・名鉄瀬戸線「守山自衛隊前」)

10月17日(水) 18:30~20:30

講師：弁護士 裴 明玉

「あなたを守る労働法～
セクハラ・パワハラへの対処法」

場所：名古屋市教育館(最寄り駅：地下鉄東山線・名城線「栄」)

11月15日(木) 18:30~20:30

講師：弁護士 加藤 悠史

「あなたを守る労働法～
解雇、退職強要とのたたかい方」

場所：ウインクあいち(最寄り駅：JR・地下鉄・名鉄・近鉄「名古屋」)

12月5日(水) 14:00~16:00

講師：弁護士 山内 益恵

「知っておきたい相続の基礎知識」

場所：西生涯学習センター(予定)

(最寄り駅：地下鉄鶴舞線「浄心」)

※いずれも参加費は無料です。奮ってご参加ください。なお、なるべく事前に下記ハウネット事務局までお申し込みください。

暮らし支える相談センター

からの お知らせ

出前講座のご案内

暮らし支える相談センターでは地域の団体やサークルの方たちを対象に、暮らしに役立つミニ講座の提供(講師派遣)を行っています。

テーマ

●生活に関連すること

(講師は相談員)

年金や介護、医療、生活保護などの各制度について

●権利、法的問題に関連すること

(講師は弁護士)

相続、遺言、成年後見、交通事故、離婚、借地借家、消費者問題など

詳細は、相談センターまでお問い合わせください。

電話・FAX: **052-916-7702**

平日の午後1時～5時までの電話対応

Pencil

表紙の絵から ◆1.5頁の
弁護士イラストも

〔立木 昭男さん〕

「熊野古道」

世界遺産の歴史街道を残暑きびしい中、真っ赤に咲き誇る彼岸花を前景に古い石垣や土塀など昔を偲んで詩情豊かに表現しました。

展覧会のご案内

●蘇れ堀川「立木昭男水彩素描展」

日時：8月28日(火)～9月17日(月)

場所：堀川ギャラリー 出品点数 30点

●北区平和美術展

日時：9月19日(水)～9月23日(日)

場所：愛知芸術文化センター 12階 出品点数 2点

●美術集団八月展(秋季展)

日時：11月13日(火)～11月18日(日)

場所：愛知芸術文化センター 12階 出品点数 2点

ハウネット事務局

〒462-0819

名古屋市北区平安2丁目1番10号

第5水光ビル3階

弁護士法人名古屋北法律事務所

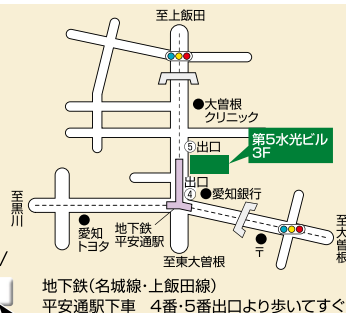
TEL.052-910-7721

FAX.052-910-7727

URL: <http://www.kita-houritsu.com/>

名古屋北法律事務所

検索



原発再稼働反対の抗議集会在、首相官邸前をはじめ全国で行われている。政府は「原子力規制委員会」の委員に、これまで原発を積極的に進めてきた人たちを選ぶなど、着々と再稼働を進めている。国民の声に耳をふさいで財界の声だけを聴いている。オスプレイでも国民の声を無視しアメリカのいいなりになっている。こんな政府はつくづく嫌になる。総選挙も近いらしい。政治を変えたいとマジ思う。(K・I)